

令和 2 年 8 月 11 日現在

機関番号：32615

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13610

研究課題名（和文）EU情報通信法制と行政組織 制度の変遷と今後の展望からみる日本法への示唆

研究課題名（英文）Legal System of EU Telecommunication Law and Administrative Organizations-Suggestion to Japanese Law from the Transition of the Legal System and Institutions and Future Perspectives-

研究代表者

寺田 麻佑 (Terada, Mayu)

国際基督教大学・教養学部・上級准教授

研究者番号：00634049

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：EUにおいては、様々な法整備と規制をおこなう行政組織も含めた法的枠組みの検討が、技術の進展をみながら進められている。とくに、AIの活用も含めた新たな情報通信分野における法的規制のなかでも個人情報の保護に関する問題やプラットフォームに関する規制の問題は、GDPRの施行後日本のみならず世界各国に多大な影響を与えている。日本は、世界的な動向の流れも汲みつつ、独自の法制度の構築も目指しているが、EUの規制枠組みにおいて採用されている、独立した監視監督機関の在り方や現実的な法執行の在り方などについては、日本の個人情報保護法制や情報通信法制全般にも組み入れることが可能であり、参考とすることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

EUの規制動向は、常に米国の状況などとともに、IoTやAIに関連する技術の標準化等に関して各国で利用される標準に多大な影響を与えるものであるから、我が国の法制度を検討するにあたって、その把握と理解は非常に重要である。EUの法規制の最新の状況を把握することは、人口減少社会のなかで、考えうる方策としてのAIの活用、といった新たな問題状況への対応や、スマートシティ化の検討や対応のなかでの個人情報の保護の取扱いの問題を考えるうえでも参考となるものであり、大きな社会的意義がある。また、独立した行政組織や規制機関の在り方や地方自治問題を考えるうえでもEUの法規制は参考となるものであり、学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：In the EU, the revision of legal frameworks, including administrative organizations that implement various legal arrangements and regulations, is proceeding along with the progresses in technology. In particular, among the new legal regulations in the information and communications field, including the utilization of AI, legal regulations of EU related to the protection of personal information (especially the GDPR) and those related to platforms have had a significant impact on countries around the world including Japan. While Japan is aiming to establish its own legal system in line with global trends, the modalities of independent supervisory authorities and realistic law enforcement adopted in the EU regulatory framework can be a good reference to Japan. And Japan may incorporate the similar regulatory system on the protection of personal information and information and legal system on telecommunication as a whole.

研究分野：公法学

キーワード：先端技術と規制 独立行政機関 EUテレコムポリシー AI（人工知能）と法 行政組織 BREXIT 専門性と公法学 第三者機関

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初の背景として、EUにおいては2016年6月に国民投票の結果、投票者の過半数がEUの離脱に票を入れたことが明らかとなり、BREXIT（イギリスの欧州連合離脱）の問題が発生したことによって、EUの法制度の影響や範囲の研究をBREXITの観点も踏まえておこなう必要性があらたに生じたことがある。また、発展するばかりの情報通信分野における技術の革新によって、新たなIoT、AIの問題や、自動運転等に関する規制枠組みの問題も生じてきていた。そこで、法規制の枠組みの比較対象としても参考となりやすく、かつ、規制の域外適用という点でも多大な影響をGDPR（欧州一般データ保護規則）の施行によって情報通信分野を含めた技術関連分野や経済分野一般に対して与えており、特に我が国に影響力の高いEUに関して、今後も継続的・安定的に比較法研究を行うことが必要であることが明らかとなった。

実際、現在進行形でEUにおいては、様々な法整備と規制を行う行政組織も含めた法的枠組みの検討が進められている。たしかに、新たな情報通信分野におけるIoT、AI（人工知能）に関する法的規制の問題は、EUはもちろん、日本や米国においても、検討が進められているものである。しかし、これら規制の状況等を研究する作業は、さきに見たように、EUにおける法規制が日本にも適用されることがあり得る点でも、また、IoT（Internet of Things）やAI、自動運転等の新たな問題に対して、技術先進国において精力的に推進されるべき重点課題や人口減少社会において如何に技術とプライバシーの両立を図っていくかという観点から問題状況の検討を行う上でも、重要である。

IoTやAIなどに関連する新たな情報通信分野における諸問題については、我が国は、世界的な動向の流れを汲みながら、世界標準をリードするような独自の法制度の構築も目指しているものである。もっとも、今後ますます様々な国際的な規制・規格が絡み合い、状況は複雑化していくものと考えられる。そのなかで、EUの状況は、常に米国の状況とともにIoTやAIに関連する技術規格・標準化等に関して世界の標準を規定するものであるから、非常に重要である。そして、複雑な状況のなかで独自の法制度の枠組み構築を検討する際には、EUがどのような規制枠組みを構築し、それらを推進する行政組織を整備したのかという比較法に基づく検証と比較的な視点が必要となる。

なお、EUに関しては、科研費の研究事業として、平成26年度から「EU情報通信法制の研究—独立行政機関の在り方を中心に—」として、研究代表者にとって継続的に研究がされてきた。かつ、その成果は、平成28年11月3日に一橋大学においてドイツ語で開催された公開セミナー等その他論文において広く公表されている。

しかしながら、上記は、3年を単位とする研究事業として行われているものであって、今後も続く継続的な研究ではない。かつ、研究対象領域に、IoTやAIなど新たな問題状況への示唆は含まれていなかった。また、BREXITといった新たに生じた問題への対応もできていなかった。したがって、上記研究は、基本的なEUのそれまでの情報通信法制度の調査と我が国への規制機関の在り方に関する議論の紹介とそれに基づく示唆にとどまっていた部分があった。

そこで、我が国への示唆をより確実にバランスのとれたものとするために、AIを含めた新たな技術的発展への対処に関するEUの行政組織や規制に関する情報通信法規制の包括的な比較法研究が必要であることが認識された。

2. 研究の目的

現在、EUにおいては、EUデジタル単一市場戦略が設定されたのち、その推進のために、EUにおける電気通信規制に関する調整機関であるBERECによるガイドライン制定等を含め、各種規制の整備等、様々な法整備と規制を行う行政組織も含めた法的枠組みの検討が進められている。

本研究においては、我が国にとって参考となるEUにおける情報通信行政の各国の行政組織の役割のあり方並びにEUに権限委譲を行う技術的分野について、EUの主要な構成国であり、GDPRの制定にも大きな役割を果たしたドイツにおけるEU法の適用状況やBREXITによるイギリスとEUの関係も含めて具体的に検討しをおこない、EUにおける技術の進展に伴う法規制の整備状況をつぶさに把握し、日本の状況と比較することとする。

このように、我が国との比較法的検討を行い、EUの法制度を参考として、情報通信関連の行政組織の見直しの要否も含めて個人情報保護制度や人口減少社会における技術の利活用に伴って生じる様々な技術と法の交錯問題に関する包括的な検討を行い、我が国への示唆を得る。

3. 研究の方法

すでにみたように、EUにおいてはBREXITの問題が発生しており、かつ、日進月歩の勢いで進展する情報通信分野における技術の革新によって、新たなIoT機器の利活用な問題やAI利活用の問題が一般市民社会において生じてきている。さらに、人口減少社会にとって問題解決案を提供する可能性のある、自動運転の規制の問題も日本と同様に生じ

てきており、同時に、規制枠組みの問題も生じてきている。そこで、これまでの研究の基盤から得られた様々な検討課題を発展させ、特に我が国に影響力の高いEUに関し、今後も継続的かつ安定的に比較法研究を行うための研究基盤を構築する。具体的には、以下のような方法で研究をおこなう。

(1) それぞれ情報通信やメディア法、ドイツ法、イギリス法、EU法や米国法に関する研究の実績がある研究協力者とともに定期的に報告を兼ねた会合を、日本語のみならず英語やその他言語において行い、それぞれ技術水準や情報通信技術の標準化に関する比較法的検討を効率的に進める。

(2) 情報通信分野における規制と制度に関する最新の状況、通信技術に関する水準の標準化や情報通信関連行政組織の各国比較、とくにEUにおける情報通信規制組織もしくは行政組織の生成を素材にして、EUそしてその構成国であるドイツやイギリスの法規制の状況を検討したうえで、日本への示唆を検討する比較法研究をおこなう。

(3) さらに、EUにおける規制と制度の変遷を、これまで研究代表者が研究してきたEUと米国の規制とも比較することを通し、より深い日本への示唆を得るように深化させる。

(4) BREXIT に関してイギリス本国から法制度の基本的な視点への示唆を与えてくれる研究者を日本に招聘し、国際研究集会を開催する。

(5) GDPR に関して、EU 情報通信法制の第一人者の研究者を日本に招聘し、GDPR のEUにおけるそれぞれの構成国の実施状況や、ドイツにおける個人情報保護の問題などを明らかにし、日本において国際研究集会を実施し、議論を深化させる。

(6) 具体の比較作業については、情報通信法制を具体的に関わってきた実務の経験もあるメンバーとも連携する。さらに、機械工学や人工知能の研究者とも連携し、研究会を開催することで、法学と技術分野において生じている議論の空白をなくすように努力する。また、研究成果を積極的に発表する。

4. 研究成果

平成 29 年度

平成 29 年度においては、当初の計画通り、研究協力者の板倉陽一郎弁護士や成原慧東京大学客員研究員（現九州大学准教授）と様々な研究会合を行ったほか、研究発表、公開講演会などを協力しておこなうことができた。また、適宜、宍戸常寿東京大学大学院法学政治学研究所教授に研究内容に関する助言を受けた。その結果、自動運転や AI、個人情報保護や第三者機関、独立行政機関に関する分野ごとの問題点を深めることができたほか、EU におけるテレコムポリシーや情報通信技術の規制の現在の枠組みに関する議論や規制枠組み構築の在り方に関して、欧州の状況だけではなく、米国における動向なども含めて最新の議論を整理することができた。これらの成果は、様々なシンポジウムにおいて現在進行形で発表しているほか、論文にまとめている。また、国際的発信の強化の観点からも、できる限り EU 情報通信法制と関連する AI や自動運転の諸問題に関する全体的な制度枠組みに関する英語による報告と発表を心掛け、実際に国内外において英語による公開講演等の企画を立て、実行することができた。

平成 30 年度

平成 30 年度においては、BREXIT と EU における規制状況と日本への影響を考えるにあたり、ロンドン大学東洋・アフリカ研究院（SOAS）の公法学担当のピーター・レイランド教授を招聘することができ、日本において、連続公開講演・公開研究会や国際 Workshop を行うことができた。具体的には、中央大学の日本比較法研究所とも協力し、平成 30 年 12 月 18 日に中央大学において、「審判院：形式、機能および絶え間なき改革？」と題する公開講演をおこなったほか（逐次通訳を研究代表者が担当した）、国際基督教大学の社会科学研究所と連携して、Brexit and the UK: Constitutional Consequences と題する公開講演 2018 年 12 月 21 日に開催したほか、Workshop on Comparative Study of Judicial Review: The U.K., EU, Japan, and the U.S. を同日に、研究代表者のほか、木下昌彦准教授（神戸大学）や徳本広孝教授（中央大学）、松尾剛行弁護士などの参加を得て開催し、Brexit の問題の検討下での Brexit の立法的な結果と EU との関係について最先端の議論を日本において紹介し、法的問題を検討することができた。また、2018 年 12 月 22 日には、第一法規において、「司法審査と行政裁量：司法の関与に対する限界の設定について（Judicial Review and Discretionary Power: Setting the Boundaries for Judicial Intervention）」と題する講演も行うことができた。その他、国際的発信の観点から、EU 情報通信法制と関係する全体的な制度枠組みに関する英語による報告と発表を、国内外の国際学会において、頻繁に行うこともできた。

平成 31 年度

最終年度にあたる 2019（平成 31）年度においては、研究の総括と成果の発表をできる限り国内外で積極的に研究代表者が行ったほか、多くの公開国際研究会を実施した。また、海

外研究協力者である、EU情報通信法制の専門家である、ドイツ・カッセル大学のアレクサンダー・ロスナーゲル教授を日本に2019年10月から11月にかけて招聘し、東京と京都において公開国際研究会をそれぞれ、予定通り実施することができた。それら国際研究集会においては、興味関心のある専門家や大学院生、学生らの参加を得て、EUとドイツの情報通信法制、とくにGDPRの日本への適用や、GDPRを巡るEUのなかの議論、連邦制の課題や個人情報保護一般の問題と、プラットフォーム規制の課題を含めた、最先端の深い議論をおこなうことができた。その議論のなかにおいて、個人情報保護法制のなかで日本が抱える課題である、監督機関の独立性の問題や、第三者機関の可能性などを含め、具体的な日本の情報通信法制の問題をEUの情報通信法制と行政組織のあり方を比較することによって課題の解決の糸口があることが示唆された。そのほか、2018年12月においては、ロンドン大学東洋・アフリカ研究院(SOAS)の公法学担当のピーター・レイランド教授を招聘したことと合わせて、BREXITの問題とEU情報通信法の日本法への影響に関する諸問題について日本において、連続公開講演・公開研究会や国際Workshopを行うことができた。これらの研究会等の開催にあたっては、適宜、研究協力者と直接に相談するなどして緊密な連携を図り、共同研究の進展を今後も続けることも約束した。また、2019年度6月には東北大学の比較法学会総会において、「プライバシーと個人情報保護法制の国際比較 - GDPRへの対応を中心として」と題するシンポジウムを主催したほか、2019年10月には日本公法学会において人工知能技術の進展と公法学の変容に関する報告を担当した。さらに、2020年1月には、本科研の研究成果を含めた単著『先端技術と規制の公法学』(勁草書房、2020年)を出すことができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計36件（うち査読付論文 5件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 26件）

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 17
2. 論文標題 人工知能(AI)の活用と航空管制：管制自動化に関する諸外国の動向と法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報ネットワーク・ローレビュー	6. 最初と最後の頁 180-198
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 5
2. 論文標題 AI とガバナンス（規制）の枠組み 規制等に適する分野，適さない分野	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 情報法制研究	6. 最初と最後の頁 18 - 31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 2019-EIP-84(7)
2. 論文標題 EUにおけるオンラインプラットフォームサービスに対する規制の方向性と課題からみる日本への示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 2019-EIP-84(6)
2. 論文標題 欧州一般データ保護規則（GDPR）における学術目的例外規定の分析	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1 - 8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 91巻6号
2. 論文標題 欧州(EU)における先端技術をめぐる規制の動向と日本への示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 77 - 82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 18(2)
2. 論文標題 先端技術の発展と行政組織 : 人工知能に関する議論を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 421-438
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 860
2. 論文標題 特区と法 : 規制のサンドボックス制度について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地方自治	6. 最初と最後の頁 2-46
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 685
2. 論文標題 AIと自治の未来	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 18 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 2019-EIP-85(5)
2. 論文標題 カリフォルニア州消費者プライバシー法 (California Consumer Privacy Act of 2018) 施行前改正の現状と展望	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 E I P	6. 最初と最後の頁 1 - 4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 2019-EIP-85(4)
2. 論文標題 EUにおけるプラットフォーム規制の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 E I P	6. 最初と最後の頁 1 - 5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Mayu Terada	4. 巻 28 Wash. L. Rev. 431
2. 論文標題 The Changing Nature of Bureaucracy and Governing Structure in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Washington International Law Journal	6. 最初と最後の頁 431-460
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 2019-EIP-86(6)
2. 論文標題 「重大犯罪に対抗するための米国と英国の間の電子データへのアクセスに関する協定」の意義と影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 E I P	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 2020-EIP-87(2)
2. 論文標題 仮想通貨(暗号資産)を巡る規制の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 E I P	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 2020-EIP-87(4)
2. 論文標題 欧州一般データ保護規則(GDPR)における地理的適用範囲ガイドラインver.2.1の分析と議論状況	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 E I P	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 81
2. 論文標題 EUと日本における個人情報保護法制の比較と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 168 - 182
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 16
2. 論文標題 ドローンハイウェイに関する法的考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 情報ネットワークローレビュー	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑・板倉陽一郎	4. 巻 80(15)
2. 論文標題 電波監理政策と行政指導	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎・寺田麻佑	4. 巻 80(7)
2. 論文標題 欧州一般データ保護規則 (GDPR) における各国実施法の学術研究除外についての動向	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 26
2. 論文標題 先端技術と規制—技術の発展に対応する規制手法と行政組織—	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 31-73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑・板倉陽一郎	4. 巻 1
2. 論文標題 EU一般データ保護規則 (GDPR) に基づく「十分性認定」とデータ保護体制の在り方 監督機関の組織と監督・執行の現状と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Vol.2018 DPS 176	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎・寺田麻佑	4. 巻 2
2. 論文標題 カリフォルニア州消費者プライバシー法(California Consumer Privacy Act of 2018)成立の意義と背景	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Vol.2018 DPS 176	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎・寺田麻佑	4. 巻 82(5)
2. 論文標題 欧州一般データ保護規則 (GDPR) の加盟国における実施について の問題点 マルタデータ保護法を素材として	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 関口海良・寺田麻佑・堀浩一・中川裕志	4. 巻 82(3)
2. 論文標題 Drone Swarm設計のリスク軽減を取り入れた法的設計	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑・板倉陽一郎	4. 巻 82(2)
2. 論文標題 ネットワーク中立性を巡る規制の現状と課題 米国における ネットワーク中立性規則撤廃に関する検討を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 95(2)
2. 論文標題 総務大臣がNHKに対してした平成一九年改正前の放送法に基づく国際放送実施命令等及び同改正後の放送法に基づく国際放送実施要請により、控訴人（一審原告）らの知る権利、情報を受領する権利等が侵害されたことを理由とする、国に対する国家損害賠償請求及びNHKに対する損害賠償請求が、いずれも棄却された事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 118-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 117(69)
2. 論文標題 医療分野における個人情報といわゆる『代理機関』：規制の整備に関する現状と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信学技報	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 117(69)
2. 論文標題 地方公共団体情報システム機構のガバナンス改革に関する考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 信学技報	6. 最初と最後の頁 9-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 77(8)
2. 論文標題 電波妨害とEMC（電磁環境両立性）規制 自主規制の検討を中心に -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 84
2. 論文標題 公務員制度改革と行政組織の編成	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 社会科学ジャーナル	6. 最初と最後の頁 27-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 15
2. 論文標題 ドローンに関する法的規制の現状と課題 各国との比較を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 情報ネットワークローレビュー	6. 最初と最後の頁 138-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 1巻1号
2. 論文標題 無線LANの利用に関する無線LAN提供者の責任の所在 ドイツの規制を参考に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 情報通信政策研究	6. 最初と最後の頁 51-62
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 78(19)
2. 論文標題 技術革新と電波割当制度 第三者機関による監査の検討 -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 78(24)
2. 論文標題 親しみやすい外見を有するロボットによる情報の取得についての規律に関する考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑、板倉陽一郎	4. 巻 79(3)
2. 論文標題 水道分野におけるコンセッション方式利用の進展と個人情報保護	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 板倉陽一郎、寺田麻佑	4. 巻 79(2)
2. 論文標題 欧州委員会十分性決定の展望と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 EIP	6. 最初と最後の頁 1-7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 寺田麻佑	4. 巻 16
2. 論文標題 ドローンハイウェイに関する法的考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 情報ネットワークローレビュー	6. 最初と最後の頁 31-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計51件（うち招待講演 11件 / うち国際学会 13件）

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 ネットワーク中立性規制に関する課題を巡る現状について 米国とEUの検討状況を中心に
3. 学会等名 情報通信政策研究所通信法分科会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Restriction or Utilization of Artificial Intelligence? Actual Prediction of Results and Utilization of Personal Data; March 26th 2019, RIKEN AIP International Workshop on "Restriction or Utilization of Artificial Intelligence? Actual Prediction of Results and Utilization of Personal Data"
3. 学会等名 International Workshop on "Restriction or Utilization of Artificial Intelligence? Actual Prediction of Results and Utilization of Personal Data"
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 EUと日本における個人情報保護法制の比較と課題
3. 学会等名 比較法学会第82回総会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 欧州一般データ保護規則（GDPR）における学術目的例外規定の分析
3. 学会等名 情報処理学会第84回EIP研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寺田麻佑・板倉陽一郎
2. 発表標題 EUにおけるオンラインプラットフォームサービスに対する規制の方向性と課題からみる日本への示唆
3. 学会等名 情報処理学会第84回EIP研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Unique and Universal Problems about the Proposal Process of Constitutional Amendment in Japan
3. 学会等名 ICON-S Conference 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Progress of Artificial Intelligence (AI) Technology and Transformation of Public Law
3. 学会等名 ICON-S Conference 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Data and Law, GDPR and its application, comparative study of Japanese Personal Data Protection Regulation
3. 学会等名 IT Law and Legal Informatics Seminar (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寺田麻佑・板倉陽一郎
2. 発表標題 EUにおけるプラットフォーム規制の現状と課題
3. 学会等名 情報処理学会第180回DPS・第85回EIP合同研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 カリフォルニア州消費者プライバシー法 (California Consumer Privacy Act of 2018) 施行前改正の現状と展望
3. 学会等名 情報処理学会第180回DPS・第85回EIP合同研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 「重大犯罪に対抗するための米国と英国の間の電子データへのアクセスに関する協定」の意義と影響
3. 学会等名 情報処理学会第86回EIP研究発表会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 人工知能技術の進展と公法学の変容
3. 学会等名 日本公法学会第84回総会第二部会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 欧州一般データ保護規則（GDPR）における地理的適用範囲ガイドラインver.2.1の分析と議論状況
3. 学会等名 情報処理学会第87回EIP研究発表会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 寺田麻佑・板倉陽一郎
2. 発表標題 仮想通貨（暗号資産）を巡る規制の現状と課題
3. 学会等名 情報処理学会第87回EIP研究発表会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Effective Utilization of Frequency-Frequency Allocation System and Possible Audit by a Third-Party Institution -Workshop on "Spectrum Management Policy in the 5G Era"
3. 学会等名 Japan Society of Public Utility Economics, Kanto Section (Sagamihara Women's University) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 欧州一般データ保護規則（GDPR）における各国実施法の学術研究除外についての動向
3. 学会等名 情報処理学会第80回EIP研究発表会，情報セキュリティ大学院大学、神奈川
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑・板倉陽一郎
2. 発表標題 電波監理政策と行政指導
3. 学会等名 情報処理学会第80回EIP研究発表会, 情報セキュリティ大学院大学、神奈川
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 AIとガバナンス(規制)の枠組みー規制等に適する分野、適さない分野ー
3. 学会等名 第2回情報法制シンポジウム(東京大学伊藤国際学術研究センター)伊藤謝恩ホール(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 The Changing Nature of Bureaucracy and Political Authority in Japan A Study of Administrative Organization from the Perspective of Public Law
3. 学会等名 Advanced workshop on the resurgence of executive primacy in the age of populism, June 21 2018, Academia Sinica, Taipei, Taiwan (招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Judicial Negativism in Japan
3. 学会等名 June 26 2018, University of Hong Kong, Hong Kong ICON-S(国際学会)
4. 発表年 2018年

1 . 発表者名 Mayu Terada
2 . 発表標題 Possible Public Law Framework on AI (Artificial Intelligence) and Security - AI Network and the Risk -
3 . 学会等名 June 27 2018, University of Hong Kong, Hong Kong ICON-S (国際学会)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 Mayu Terada
2 . 発表標題 AI (Artificial Intelligence) Network and the Risk; Possible Legal Framework on AI Research and Development -
3 . 学会等名 Technology and Innovation Challenges for Traditional Legal Boundaries Younger Scholars Forum in Comparative Law XXth International Congress 2018 International Academy of Comparative Law (国際学会)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 Mayu Terada
2 . 発表標題 Data Protection and Beyond, GDPR and its application, comparative study of Japanese Personal Data Protection Regulation
3 . 学会等名 Universitaet des Saarlandes, IT Law and Legal Informatics Meeting Universitaet des Saarlandes, Germany (招待講演)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 Mayu Terada
2 . 発表標題 Governance of Risks of Drones
3 . 学会等名 German-Japanese Conference on New Technology Governance, 2018-9-1 (国際学会)
4 . 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 ドローン規制の現状と課題 日独の比較を中心に
3. 学会等名 先端技術と規制・リスクと国家の対応研究会 2018年9月ザールラント大学
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 新たな先端技術領域分野における柔軟な調整組織の構築の在り方
3. 学会等名 先端技術と規制・リスクと国家の対応研究会 2018年9月ザールラント大学
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑・板倉陽一郎
2. 発表標題 ネットワーク中立性を巡る規制の現状と課題：米国におけるネットワーク中立性規則撤廃に関する検討を中心に
3. 学会等名 情報処理学会第31回SPT・第82回EIP合同研究発表会 2018年11月2日 名古屋市立大学病院
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 関口 海良・寺田 麻佑・堀 浩一・中川 裕志
2. 発表標題 Drone Swarm設計のリスク軽減を取り入れた法的設計
3. 学会等名 情報処理学会第31回SPT・第82回EIP合同研究発表会 2018年11月2日 名古屋市立大学病院
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板倉陽一郎・寺田麻佑
2. 発表標題 欧州一般データ保護規則（GDPR）の加盟国における実施について の問題点 マルタデータ保護法を素材として
3. 学会等名 情報処理学会第31回SPT・第82回EIP合同研究発表会 2018年11月2日
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 A I ネットワーク時代のリスクと規制手法 過渡期の在り方
3. 学会等名 大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科主催シンポジウム「A I ネットワーク時代に向けた法・政策の在り方」[招待講演] 2018年11月24日 大阪大学中之島センター（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 移動するものと通信ーコネクティッドカー・ドローンとそれを支える A I ネットワーク時代の到来ー
3. 学会等名 獨協大学法学部「情報社会とルール」（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 ドローンの利活用に関する法的規制の現状と課題ー米国、欧州における規制との比較を中心に
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会立正大学品川キャンパス
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Judicial Review and Administrative Case Litigation Act
3. 学会等名 Workshop on Comparative Study of Judicial Review: The U.K., EU, Japan, and the U.S. International Christian University, (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 人工知能 (AI) を含む先端技術の活用と立法政策－実験法律の可能性－ ワークショップ AIを含めた 先端技術の利活用と立法政策 技術と法の在り方と倫理
3. 学会等名 ワークショップ 人工知能 (AI) を含む先端技術の活用と立法政策 (理研AIPセンター)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Legal Structure and Obstacles for Advanced Technology Usage by the Government-Current Development and Fundamental Problems for the Advanced Change
3. 学会等名 Workshop on Legal Foundation of Advanced Technology, Artificial Intelligence -Legal Structure, System, and Obstacle-, RIKEN AIP Center, Tokyo, Oct. 4, 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Regulation of Advanced Technologies-Utilization of Drones and Solution for Problems
3. 学会等名 Workshop on Utilization of Advanced Technology, Artificial Intelligence and Law - Drone Usage and Autonomous Mobility Systems, RIKEN AIP Center, Tokyo, Oct. 6 2018 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑、板倉陽一郎
2. 発表標題 医療分野における個人情報といわゆる「代理機関」－規制の整備に関する現状と課題－
3. 学会等名 情報処理学会第76回EIP研究発表会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 板倉陽一郎、寺田麻佑
2. 発表標題 地方公共団体情報システム機構のガバナンス改革に関する考察
3. 学会等名 報処理学会第76回EIP研究発表会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Legislation of Special Law and its Necessity on National and Local Level -A study on Legal Restrictions of Drones in Japan-
3. 学会等名 International Society of Public Law(Icon-S) Annual Meeting 2017 (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 人工知能等を含めた先端技術に関する規制と行政組織のあり方
3. 学会等名 関西公共政策研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 AIによる自動走行と社会-行政法の観点からの検討
3. 学会等名 法と技術シンポジウム
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 人工知能（AI）と規制 欧州の例からみる規制枠組みの可能性
3. 学会等名 大阪市立大学創造都市ワークショップ（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 人工知能と行政組織・行政規制ー地方公共団体のAI活用の視点からー
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第17回学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 航空管制と人工知能
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会第17回学会大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 Digital Economy, Telecommunication and AI Network Policy in Japan
3. 学会等名 The 20th Annual Japan EU Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑、板倉陽一郎
2. 発表標題 技術革新と電波割当制度 第三者機関による監査の検討
3. 学会等名 情報処理学会第172回DPS・第26回SPT・第78回EIP合同研究発表会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Mayu Terada
2. 発表標題 AI Network and Law,
3. 学会等名 IT Law and Legal Informatics Meeting, Universitaet des Saarlandes (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 板倉陽一郎, 寺田麻佑
2. 発表標題 親しみやすい外見を有するロボットによる情報の取得についての規律に関する考察
3. 学会等名 情報処理学会第172回DPS・第26回SPT・第78回EIP合同研究発表会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 寺田麻佑、板倉陽一郎
2. 発表標題 水道分野におけるコンセッション方式利用の進展と個人情報保護
3. 学会等名 情報処理学会第79回EIP研究発表会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 板倉陽一郎, 寺田麻佑
2. 発表標題 欧州委員会十分性決定の展望と課題
3. 学会等名 情報処理学会第79回EIP研究発表会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 寺田麻佑
2. 発表標題 コネクティッドカー(Connected Car)とドイツの政策動向
3. 学会等名 法と技術シンポジウム(第2回)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 稲正樹ほか	4. 発行年 2019年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 278
3. 書名 法学入門	

1. 著者名 Albert, Richard and Landau, David and Faraguna, Pietro and Drugda, Simon	4. 発行年 2019年
2. 出版社 Clough Center for the Study of Constitutional Democracy	5. 総ページ数 345
3. 書名 The CONnect-Clough Center 2018 Global Review of Constitutional Law	

1. 著者名 寺田麻佑	4. 発行年 2020年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 368
3. 書名 先端技術と規制の公法学	

1. 著者名 久末弥生編 寺田麻佑「第5章 都市行政と情報法」101 - 120頁	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 224
3. 書名 都市行政の最先端	

1. 著者名 稲正樹ほか 寺田麻佑 第一章「法の作られ方」1「立法・司法・行政と法」、第3章「社会規範と法」、第5章「情報化社会と法」、第7章「環境と法」、第10章「刑事法の基礎」1「刑事司法制度の変化と現状から法学のあり方を考える」	4. 発行年 2019年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 278
3. 書名 法学入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

Brexit and the UK: Constitutional Consequences
<http://subsite.icu.ac.jp/ssri/brexit.html>
 講演会（ピーター・レイランド教授）開催のお知らせ（日本比較法研究所）
https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/comparative_law/event/2018/12/19704/?r=1
 EUデータ保護規則（GDPR）の評価と課題
<https://evaluationofgdpr.peatix.com/view>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	板倉 陽一郎 (ITAKURA YOICHIRO) (20815295)	国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター (82401)	